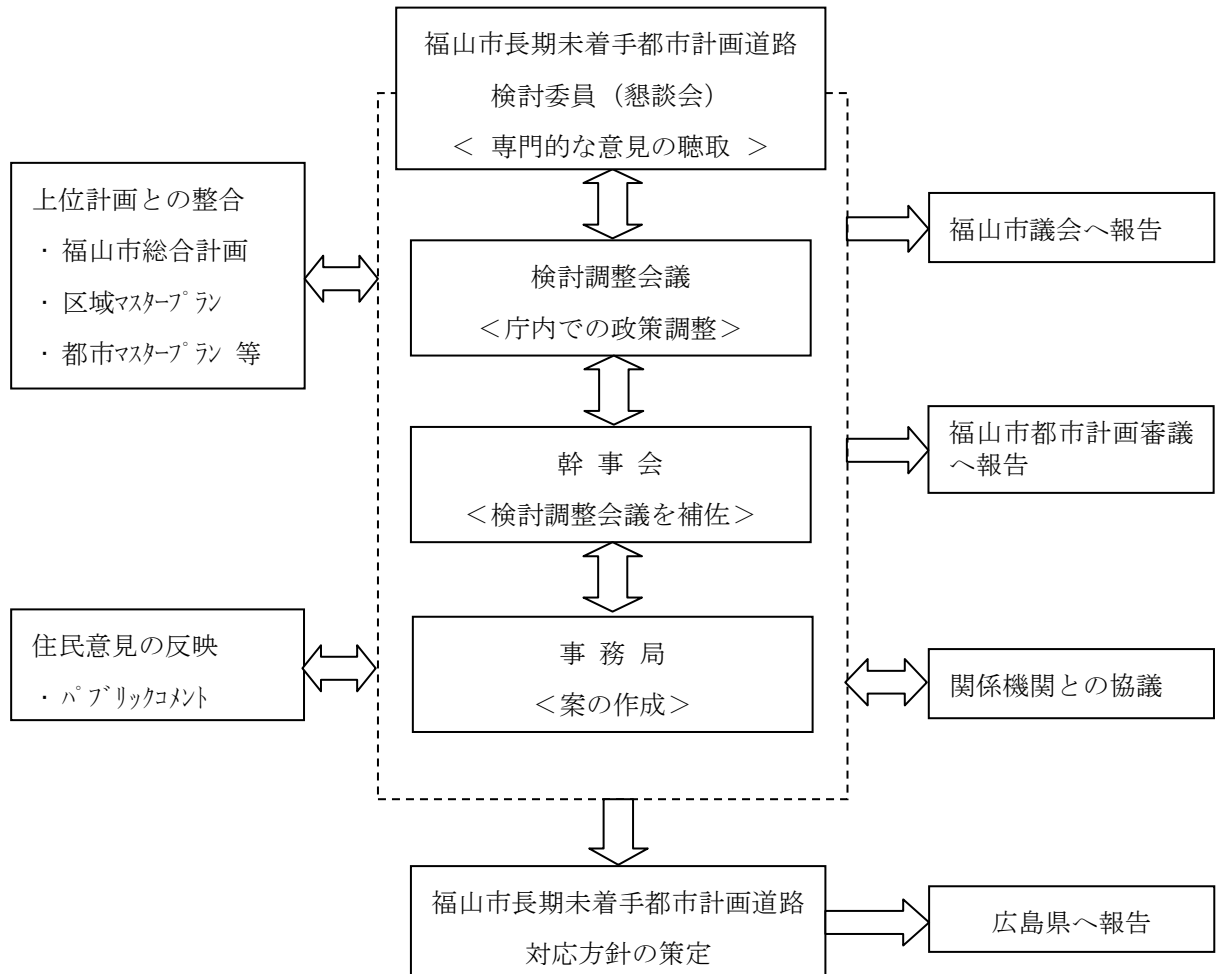


資料編

1 検討体制

＜福山市長期未着手都市計画道路対応方針の検討体制＞



2 福山市長期未着手都市計画道路検討委員設置要綱

＜福山市長期未着手都市計画道路検討委員 設置要綱＞

(設置)

第1条 本市の長期間にわたって未着手となっている都市計画道路の検討に当たり、専門的な視点から意見を求めるため、福山市長期未着手都市計画道路検討委員(以下「委員」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) (仮称)福山市長期未着手都市計画道路対応方針の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、(仮称)福山市長期未着手都市計画道路対応方針が策定される日までとする。

2 市長は、特別の事由が生じたときは、その在任中であってもこれを解嘱することができる。

(懇談会)

第5条 委員の情報共有及び意見交換の場として、懇談会を設けるものとする。

2 懇談会は、市長が招集する。

3 市長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(座長)

第6条 懇談会には、座長を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

2 座長は、懇談会の進行を行う。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第7条 懇談会の庶務を処理するため、事務局を福山市建設局都市部都市計画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2011年(平成23年)10月31日から施行する。

3 福山市長期未着手都市計画道路検討委員

<福山市長期未着手都市計画道路検討委員 名簿>

(敬称略)

	所 属	役職等	名 前	備 考
1	福山大学経済学部	教 授	井上 矩之	(座長)
2	福山市立大学都市経営学部	准教授	岡辺 重雄	
3	広島弁護士会福山地区会	弁護士	坂本 朋顕	
4	国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所	副所長	沢口 俊樹	
5	日本大学理工学部まちづくり工学科 (京都大学経営管理大学院特命教授)	教 授	高村 義晴	(座長職務代理) [前所属：福山市立大学都市経営学部]
6	広島県東部建設事務所	次 長	田中 英治	[前任者：橋高 隆二]
7	広島県福山東警察署	交通官	山本 正規	[前任者：藤川 透]

2014年(平成26年)3月

4 検討経過

◆ 2011年度（平成23年度）

年月日	会議名	内容
2011. 11. 22	福山市議会 建設水道委員会	○ 目的と検討体制について
2011. 11. 28	第130回 福山市都市計画審議会	○ 目的と検討体制について
2012. 1. 11	第1回 検討調整会議	○ 現状と課題について
2012. 1. 19	第1回 懇談会	○ 現状と課題について
2012. 3. 12	第2回 検討調整会議	○ 検討の考え方について
2012. 3. 22	第2回 懇談会	○ 検討の考え方について

◆ 2012年度（平成24年度）

年月日	会議名	内容
2012. 7. 25	第132回 福山市都市計画審議会	○ 検討の考え方について
2012. 11. 30	第3回 検討調整会議	○ 一次評価について
2013. 1. 7	第3回 懇談会	○ 一次評価について
2013. 2. 25	第4回 検討調整会議	○ 総合評価について
2013. 3. 19	第4回 懇談会	○ 総合評価について

◆ 2013年度（平成25年度）

年月日	会議名等	内容
2013. 7. 29	第5回 検討調整会議	○ 評価結果と今後の進め方について
2013. 8. 8	第5回 懇談会	○ 評価結果と今後の進め方について
2013. 8. 26	福山市議会 建設水道委員会	○ 評価結果と今後の進め方について
2013. 10. 1	パブリックコメントの実施	○ 考え方と評価結果について
2013. 11. 1	第134回 福山市都市計画審議会	○ 評価結果と今後の進め方について
2013. 11. 28	第6回 検討調整会議	○ パブリックコメントの結果について
2013. 12. 25	第6回懇談会	○ パブリックコメントの結果について
2014. 1. 16	広島県東部建設事務所 照会・回答	○ 対応方針（案）について
2014. 1. 24	第7回 検討調整会議	○ 対応方針（案）について
2014. 2. 4	第135回 福山市都市計画審議会	○ 対応方針（案）について
2014. 2. 17	福山市議会 建設水道委員会	○ 対応方針（案）について
2014. 2. 19	第7回 懇談会	○ 対応方針（案）について

5 パブリックコメントの実施

(1) パブリックコメントの募集

① 目的

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針」の策定に向けて、対応方針の目的、都市計画道路の現状、評価対象路線の選定、評価方法及び評価結果等について、市民等の皆様のご意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

② 公表の場所

- ・ 福山市ホームページ
- ・ 本庁舎 建設局都市部都市計画課，市政情報室
支所等 松永支所松永地域振興課，北部支所北部地域振興課，東部支所東部地域振興課，
神辺支所神辺地域振興課，鞆支所，沼隈支所，新市支所

③ 募集の期間

2013年（平成25年）10月1日（火）から10月31日（木）まで

④ 周知の方法

- ・ 福山市ホームページ
- ・ 福山市広報紙 [2013年（平成25年）10月号]

(2) パブリックコメントの結果

① 募集の結果

12通（すべて個人）

[持参（1通），FAX（8通），郵送（2通），電子メール（1通）]

② 意見の件数

44件

- ・ 「福山市長期未着手都市計画道路対応方針」に反映した意見 9件
- ・ 市の考え方を説明した意見 29件
- ・ 今後の施策の参考とする意見 6件

6 用語集

用語	読み	説明
か行		
区域区分	くいきくぶん	区域区分とは、都市計画法において都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときに市街化区域と市街化調整区域との区分を定めること。(法第7条)
区域 マスタープラン	くいき ますたーぷらん	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。 都市計画法では、次のとおり規定されている。 第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。 一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針 二 都市計画の目標 三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 3 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。
高次医療機関	こうじいりょうきかん	高次医療機関とは、診療所等のかかりつけ医（一次医療機関）に対して、高度な検査機器や入院治療機能を持つ病院（二次医療機関）、特定機能病院等の高度先進医療機能を持つ病院（三次医療機関）を指すもの。県の定める地域医療計画では、医療機能の役割分担と連携を行うため、高次医療機関を定めている。
交通基盤	こうつうきばん	交通基盤とは、都市基盤施設のうちの、道路、鉄道などの交通に関する施設のこと。
混雑度	こんざつど	良好な走行状態として許容できる限度の交通量を基準に、道路の平均的な混み具合を指標化したもので、基本的には次式で定義される。 混雑度＝交通需要量/交通容量
さ行		
市街化調整区域	しがいかちょうせい くいき	市街化調整区域とは、都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域（法第7条第3項）である。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は制限される（法第34条）。
市町村 マスタープラン	しちょうそん ますたーぷらん	市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと（法第18条の2第1項）。市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めている。
将来自動車交通 量	しょうらいじどうし やこうつうりょう	将来自動車交通量とは、道路計画等の目標とする年次の地域間の交通量（OD交通量）及び路線の交通量を目標年次に想定される地域の社会経済活動水準、人口の配置等の関係から算定した（将来の）交通量のこと。
人口集中地区	じんこう しゅうちゅうちく	国政調査において、市区町村の区域内で人口密度の高い（4,000人/km ² 以上）調査区が隣接しており、その人口の合計が5,000人以上となる地域を指す。 DID地区ともいう。
総合計画	そうごうけいかく	総合計画とは、地方自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画のこと。
た行		
地域高規格道路	ちいき こうきかくどうろ	地域高規格道路とは、高規格幹線道路を補完し、地域相互の交流・促進などの役割を担う規格の高い道路のこと。 具体的には4車線以上の車線を有し、自動車専用道路又はこれと同等の機能を備える道路で、沿道や交通の状況に応じて60～80km/h以上の速度サービスを提供できる質の高い道路をいう。

用語	読み	説明
た行		
道路機能	どうろきのう	道路機能には、大別して交通機能と空間機能がある。交通機能には、自動車や歩行者・自転車の通行機能や沿道施設に容易に出入りできるアクセス機能がある。空間機能としては、市街地形成、防災空間、環境空間、収容空間がある。
道路特性	どうろとくせい	道路特性には、地域特性、交通特性、ネットワーク特性がある。地域特性とは、気象状況や地勢や風土、地域の歴史文化に関する現状や計画のこと。交通特性とは、自動車、歩行者、自転車の個々の交通量や、自動車の車種、トリップ長など。ネットワーク特性とは、全国や広域、都市内における当該道路のネットワーク上の位置付けである。
都市型社会	としがたしやかい	平成10年度の建設白書の中で、「歴史的転換期を迎えた都市政策」として、都市化社会から都市型社会への移行に向けた対応の必要性を打ち出している。「都市化社会」が、人口、産業が都市へ集中し、都市が拡大する状態を示すのに対し、「都市型社会」とは都市化が落ち着いて産業、文化等の活動が都市を共有の場として展開する成熟した社会を表している。
都市計画	としけいかく	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、都市計画法に規定されているもの。
都市計画区域	としけいかくくいき	市又は一定の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として、都道府県知事が指定する。(法第5条第1項) 都市計画区域を指定すれば、1ha未満の開発行為も開発許可の取得が義務付けられ、建築物等への建築基準法による集団規定の適用等がなされる。また、都市の将来像を示すマスタープランに基づき、各種都市計画の決定や都市施設の整備が行われ、市街地開発事業の実施も可能となる。
都市計画審議会	としけいかくしんぎかい	都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事・市長からの諮問事項を調査審議し、また関係行政機関に建議する組織。 都市計画審議会は、都市計画に関する事項を調査審議するため、各都道府県及び都市計画区域を有する各市町村に設置される。(法第77条=都道府県、法第77条の2=市町村) 福山市都市計画審議会は、学識経験のある者、市議会の議員、関係行政機関若しくは県の職員又は市民をもって構成される。 主な内容は次のとおり。 1. 福山市が都市計画を決定するのに先立ち、その都市計画の案が妥当であるかどうかを判断する。 2. 特定行政庁（政令市である場合を除く）がごみ焼却施設、産業廃棄物処理施設などの敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可するのに先立ち、これが妥当であるかどうかを判断する。 3. その他都市計画に関すること。
都市の拠点機能	としのきよてんきのう	都市の拠点機能とは、都市がその周辺に対して都市サービスを提供する役割をいう。
都市の骨格	としのこっかく	都市計画道路を検討する際、「都市の骨格」を形成する道路とは、主要幹線道路や都市幹線道路などを指す。 一般に、主要幹線道路など広域的な交通を担い、他地域と都市内を結ぶ路線や、環状道路や放射道路のように市街地内の交通を適切に分散・集中させる役割を担うものを指している。
な行		
乗り継ぎターミナル	のりつぎたーみなる	乗り継ぎターミナルとは、複数の鉄道やバスなど多様な交通手段を乗り継ぐ機能を有する施設のこと。

福山市建設局都市部都市計画課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

TEL/084-928-1092 FAX/084-928-1735

E-mail/ftoshi@city.fukuyama.hiroshima.jp

2014年(平成26年)3月31日 策定